

岩手県告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託期間
名称	住所又は事務所の所在地			
公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	盛岡市みたけ一丁目10番1号	岩手県立県南青少年の家に係る使用料の収納	令和8年3月10日	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	盛岡市みたけ一丁目10番1号	岩手県立陸中海岸青少年の家に係る使用料の収納	〃	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	盛岡市みたけ一丁目10番1号	岩手県立県北青少年の家に係る使用料の収納	〃	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
公益財団法人岩手県文化振興事業団	盛岡市内丸13番1号	岩手県立博物館に係る使用料（入館料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
公益財団法人岩手県文化振興事業団	盛岡市内丸13番1号	岩手県立美術館に係る使用料（観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
株式会社ローソンエンタテインメント	東京都品川区大崎一丁目11番2号	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	令和8年3月26日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ぴあ株式会社	東京都渋谷区東一丁目2番20号	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
岩手県庁生活協同組合	盛岡市内丸10番1号	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
盛岡ターミナルビル株式会社	盛岡市盛岡駅前通1番44号	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
協同組合江釣子ショッピングセンター	北上市北鬼柳19地割68番地	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
いわて生活協同組合	滝沢市土沢220番地3	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社東山堂	盛岡市中ノ橋通一丁目5番23号	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社さわや書店	盛岡市大通二丁目2番15号	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東北フードサービス株式会社	盛岡市上田岩脇1番地14	岩手県立美術館に係る使用料（企画展観覧料）の収納	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで